

我が国の犯罪情勢とミーガン法の導入可能性について

On the crime situation and the possibility of the introduction of Megan's law in Japan

中山 誠*
Makoto NAKAYAMA

抄録

我が国では、犯罪の発生数が減少しているのに対して、再犯率は近年、著しく増加している。とりわけ、子どもに対する性犯罪の再犯を減らすために、本研究ではアメリカ合衆国で導入されたミーガンの法律の効果が調べられた。しかしながら、ミーガン法は犯人の人権を侵害する可能性が有り、日本の再犯防止には役立たないと考えられた。その結果、犯罪者の評価や再教育が最も重要だと結論された。

Abstract

Whereas the number of the occurrences of the crime decreases in Japan, the second offense rates increase remarkably recently. This study examined the effectiveness of Megan's law, which was introduced in the United States, to reduce the re-offense of sexual assaults for young children. However, the Megan's Law might violate the human rights of the criminals and would not produce the prevention of the re-offense in Japan. As a result, it was concluded that an evaluation and the remedial education of the criminals should be taken into consideration.

1. アメリカ合衆国と我が国の犯罪情勢

内閣府の調査によれば、国民に対して現在の日本の状況のうち、悪い方向に向かっていると思われることについて尋ねたところ、「教育」を挙げた者の割合が36.1%、「治安」を挙げた者の割合が35.6%であった(内閣府調査¹⁾)。そして、これに呼応するかのように、死刑制度について国民の意見を問うと、「場合によっては死刑もやむを得ない」と答えた者の割合が81.4%となっている(内閣府調査²⁾)。すなわち、国民の側からすれば、これほど治安が悪化している時代に死刑制度を廃止すれば、ますます犯罪が増えてしまうという考えである。これがいわゆる治安悪化神話と呼ばれるものであるが(浜井³⁾)、実際のところ、我が国の犯罪情勢はどのようになっているの

* 関西国際大学人間科学部

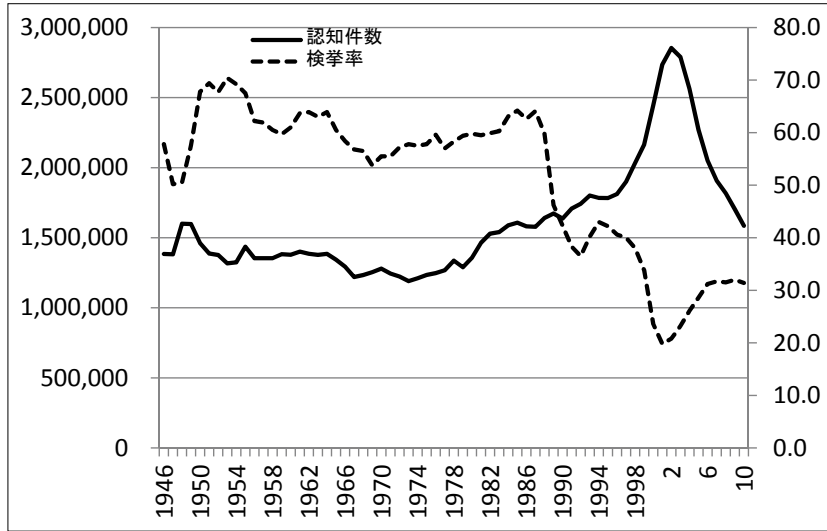


図1 我が国における犯罪の認知件数と検挙率の推移

であろうか。

図1は1946年から2010年までの刑法犯の認知件数と検挙率を示したものである(警察白書⁴⁾)。第二次大戦後の我が国では一般刑法犯の認知件数は30年以上、150万件を下回っていたが、1980年代になって徐々に増加し始め、1996年から7年連続で全刑法犯の認知件数は最高記録を更新した。このような認知件数の大幅増加のきっかけのひとつは、1999年に埼玉県桶川市で発生した女子大生ストーカー殺人事件である。当時、女子大生のI.S.さんは、ストーカー被害を受け、身の危険を訴えて、両親とともに所轄署に何度も相談に訪れていたにもかかわらず、埼玉県警察は民事不介入の原則を盾にとって、十分な対応をしないまま、結果的に1999年10月29日の白昼、人通りの多い桶川駅前前で刺殺されたのである。

これ以降、警察は、「民事不介入」の原則を捨てざるを得ず、被害届けを出された事案はすべて受理することとなり、2002年をピークとする急激な認知件数の増大をもたらした。認知件数は増えても捜査に携わる警察官が増員されたわけではないので、検挙率は著しく低下し、2002年には20%を割り込んでしまう。さらに追い打ちをかけるように、新潟県柏崎市で9年間監禁されていた少女の発見時の警察本部長の対応のまずさ(2000年1月)、北海道警察の裏金問題(2003年11月)など、一連の警察不祥事が明るみに出て、これらの警察本部では現職警察官が大量処分されることとなった。警察に対する国民の信頼が大きく失墜した時期である。

警察庁は、2000年3月、「警察刷新会議」を発足させ、7月に、「警察刷新に関する緊急提言」を国家公安委員会に提出する。そして、同年8月、警察が当面取り組むべき施策を「警察改革要綱」として取りまとめ、2003年8月には「緊急治安対策プログラム」を打ち出した。その第一番目に、犯罪抑止のための総合対策を挙げ、街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進、深刻化する少年犯罪への対応、重要犯罪等に対する捜査の強化などの具体策を掲げて治安の回復を目指すことになる。

図2、図3は2003年と2010年に発生した刑法犯の認知件数を罪種別に示したものである。

警察庁は「緊急治安対策プログラム」を推進させることで、2003年に20%を切っていた検挙率

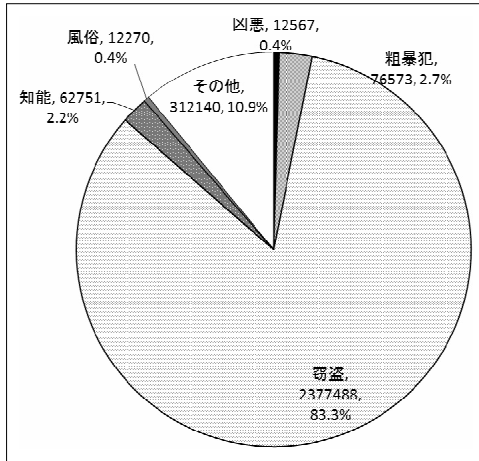


図2 2003年の罪種別認知件数と率（警察庁⁴）から再構成（左）

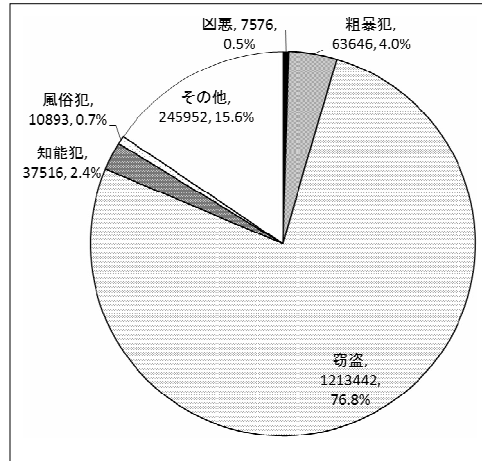


図3 2010年の罪種別認知件数と率（警察庁⁵）から再構成（右）

を、2010年には30%以上にまで回復させることに成功する。警察の使命は犯罪者の逮捕であり、犯人の検挙こそが最大の防犯効果となるというそれまでの考えを捨てて、犯罪者を逮捕することではなく、犯罪の発生を抑止することを目的として、政策の転換を図ったことが最大のポイントである。そして、刑法犯の認知件数は2003年の約285万件から2010年には158万件にまで減少し、とりわけ、窃盗の件数が2003年の約237万件から、2010年には約121万件にまで低下させた。これは、「緊急治安対策プログラム」に掲げられた街頭犯罪・侵入犯罪抑止効果が実現されたことに他ならない。我が国ではそもそも凶悪犯の発生は全刑法犯の1%程度であり、殺人事件の検挙率は毎年95%を超え、強盗、強姦、放火を含めた強行事件の検挙率も60%以上を堅持している（警察庁⁵）、最も発生件数の多い窃盗犯をいかに低く抑えるかが治安の維持の決め手といえる。

2. 再犯者の増加

前節で述べたように、この10年間で我が国の犯罪の認知件数はほぼ半減し、検挙率は10ポイント以上回復している。刑法犯全体の検挙率は3割程度であっても、強行犯の検挙率は6割を超えており、したがって、マスコミ報道にあるような犯罪の発生件数の増加も、凶悪化も進んではおらず、治安の悪化は神話に過ぎない。

しかしながら、問題がないわけではない。

そのひとつとして、犯罪の再犯者が近年、著しく増加していることが指摘できる。

2010年版の犯罪白書には、一般刑法犯の全検挙人員のうち、以前に検挙された者が再び検挙された者（再犯者）の数と、比率（再犯者率）が示されているが、1990年代の半ばには再犯者の検挙人員は8万人以下で、再犯者率も30%前後であったのに対し、その後上昇に転じ、2009年には再犯者の検挙人員は140,431人、再犯者率は42.2%と報告されている（法務省総合研究所⁶）の3-6-1-1図）。また、2009年に一般刑法犯により検挙された成人の有前科者を見ると、前科数別では、前科1犯の者の構成比が38.6%と最も高いが、前科5犯以上の者も22.9%を占め、また、同一罪種の前科を有する者は50.6%であった（法務省総合研究所⁴）の7-1-1-13図）。

さらに、2006年の犯罪白書の特集記事（第7編特集－再犯者の実態と対策、法務省総合研究所^{引用文献1}）によれば、「総犯歴数別の人員構成比では、初犯者が71.1%を占めているのに対して、再犯者は、28.9%にとどまっている。ところが、総犯歴数別の犯歴の件数構成比を見ると、初犯者による犯歴の件数は42.3%にとどまるのに対して、再犯者による犯歴の件数は57.7%を占めている。このことは、約30%の再犯者によって、過半数である約60%の犯罪が行われているという事実を示しており、ここに、刑事政策として再犯者対策が重要であることの根拠がある。」とされている。

3. 再犯者による3つの性犯罪事件

警察庁がその威信をかけて、刑法犯の検挙率の回復に懸命になっているころ、社会を震撼させるような再犯者による事件が続発する。

（1）奈良市における小学一年生の殺人事件

2004年11月17日奈良県で小学校1年生の女子児童が行方不明になり、その後、「娘はもらった」というメールが母親の携帯電話に送られてきて、添付された写真には衣服をまもっていない姿が写されていた。18日には女兒の死体が道路の側溝で発見される。

その後、捜査は難航するものの12月30日になって、急転直下、警察は容疑者を逮捕した。

そして、この容疑者には1988年に大阪市内で数人の小学生への強制わいせつ事件で逮捕歴があり、さらに1991年には5歳の女兒の首を絞めたことで有罪判決を受けていたことが判明したが、奈良県内の所轄署はこのような前歴者が管内に移り住んでいたことすら把握していなかった。

この事件は、2006年9月26日、被告人に求刑通り死刑判決が言い渡され、弁護側は控訴したが、10月10日に被告人自らが控訴を取り下げ、死刑が確定した^{註1}。

（2）広島市における小学一年生の殺人事件

2005年11月22日午後、下校途中の女子児童（当時7歳）が学校を出てから行方不明となり、同日17時頃に路上に放置されていた段ボール箱の中から遺体となって発見された。死因は絞殺による窒息死で、遺体の下半身には性的暴行の痕跡が存在していた。

11月30日、警察はペルー人男性を逮捕したが、この男はペルー国内で未成年者に対する複数件の性犯罪の前科を有しており、指名手配されていたため、本名を偽って就労ビザを取得し、日本に渡航していたことが判明した。

容疑者は取り調べに対し、「悪魔が乗り移った」などと主張したが、広島地方裁判所での第一審で検察は死刑を求刑し、裁判所は猥褻行為を生前に行ったこと、「悪魔」は罪を逃れるための言い訳であるとして、責任能力を認めた。しかし、容疑者が過去ペルー国内において犯した犯罪については、前科を証明することができないため、初犯扱いとなり、死刑を回避し、無期懲役の判決が言い渡された。そして、第二審の広島高等裁判所は第一審判決を破棄したが、最終的に、無期懲役が確定した。

（3）北海道・東京連続少女監禁事件

2004年2月、被疑者は、インターネットのチャットで知り合った赤穂市の少女（当時18歳）と交際を始め、少女を脅迫して上京させたうえで都内のマンションなどで3ヶ月にわたり首輪を付けて監禁した。少女が6月初旬に監禁されていたマンションの一室から自力で脱出して保護され

たことから事件が発覚し、警察は2005年5月に被疑者を逮捕した。その後、他の3名の女性の監禁容疑で再逮捕し、起訴された。

被疑者は、過去に2名の女性を監禁した罪で逮捕され、2004年の事件の時には執行猶予中（保護観察）中であり、東京へ転居した際は青森保護観察所へ転居先の住所を届け出ているものの、東京保護観察所ではこの事実を把握できていなかったことが問題として大きく報じられた。

2007年10月19日、東京地方裁判所で懲役14年（求刑懲役15年）の実刑判決が言い渡された。

以上の3つの事件は、いずれも同種の前科がありながら、警察が容疑者の行動を把握をしていなかったことが再犯を許した原因として取り上げられた。

4. 警察庁の施策

奈良の事件が契機になり、2005年2月以降、法務省、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府による「再犯防止に関する関係省庁会合」が開かれることになり、2005年6月から法務省は警察庁に犯罪者の出所情報を提供することによりやく合意した。13歳未満の児童に対し、強姦、強盗・強姦、強制わいせつなどの暴力的性犯罪の前歴者を出所後5年以上、「再犯防止措置対象者」として登録し、管轄の警察署が継続的に居住を確認するというものである。さらに、同年9月には、出所後に情報提供する罪種について、性犯罪以外の殺人、強盗、再犯の恐れにある窃盗、薬物犯罪など20種類以上に拡大された。また、先に述べた監禁事件などがきっかけになり、2005年12月からは所在不明となった仮出獄者および保護観察付き執行猶予者の所在調査を警察が協力しておこなう制度が開始された。

同じ時期に、法務省矯正局と保護局では「性犯罪処遇プログラム」の策定が開始され、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律の改正で、受刑中の再教育、治療が義務づけられ、保護観察処分中の者の所在把握が強化された。そして、2004年の刑法改正により、強制わいせつの刑期が7年以下から10年以下、強姦は2年以上から3年以上にそれぞれ引き上げられた。このほか、法改正とは直接の関係はないものの、2010年5月に発足した裁判員裁判制度で、性犯罪に対する判決は全般に重罰化の傾向を示している。

5. 米国におけるミーガン法の成立

米国では1990年以前から、ワシントン州など25の州で犯罪者の住所地を登録する制度はできていた。すなわち、ジェイコブ・ウェタリング法が制定されていたが、それをさらに強固にしたのがミーガン法である。

法律の名前の由来となったのは、ミーガン・カンカという7歳の女兒で、1994年7月29日、ニュージャージー州において、強姦された上、殺害された。被疑者は、隣人の32歳の男性で「子犬を見せてあげる」と言って自宅に連れ込み、殺したあと、近くの公園に埋めたというものである。被害者の家族は被疑者が逮捕されてはじめて、彼が過去に性犯罪で2度の有罪判決を受けていたことを知り、もし自分の隣人にそのような危険な性犯罪者の前歴者がいることがわかっていたら、このような事件は起きなかったと訴えて、子どもに対する性犯罪者の情報を公開することを求めて署名運動を開始した。そして、わずか3ヶ月後の10月31日にはニュージャージー州議会でミーガン

法は成立する。登録される性犯罪者の情報は、氏名、社会保険番号、年齢、人種、性別、生年月日、身長、体重、髪および目の色、住所、居所、雇用の日時場所、有罪判決を受けた年月日と場所、起訴番号、指紋、性犯罪の内容などである。これを受けて、法執行官は性犯罪者の釈放をコミュニティに通知するために、郡の検事が性犯罪者の再犯の危険性を1-3までの段階で評価する。低危険度であれば警察のみ、中危険度であれば警察の他に、学校、宗教団体、青年のためにプログラムをおこなう団体（ボーイスカウトなど）へ、さらに高危険度であれば、警察官が性犯罪者の居住するコミュニティに出向いて情報を配付する。この法律によって、1996年1月までに、ニュージャージー州で3409人の性犯罪前歴者が登録をおこなった。登録には更新義務があり、危険度に応じて90日の場合と、1年に一度の場合があり、有罪判決後もしくは出所後15年間、犯罪に関与しなければ登録義務は解除されるが、登録を怠ると刑罰が科される。

ミーガン法はやがて連邦法となり（1996年）、ミーガン法を制定しない州には防犯制度に関する国の莫大な補助金を大幅に削減すると通達したため、現在では全ての州で子どもに対する性犯罪の前歴者は情報登録を義務づけられている。

ミーガン法の成立で出所後の情報をコミュニティへ通知するという点が強化されたが、公表する内容については州に裁量権があるのでばらつきが目立つ。そして、現在のようにweb上で情報公開されるのは危険度の高い前歴者に限られている。しかしながら、あまりにも急なミーガン法の成立には憲法違反を唱える意見もあり、実際のところ問題点も多い。たとえば、刑期を終えて出所したあともミーガン法によって情報の通知の義務づけをするのは二重処罰に当たるとか、そのほかにも性犯罪者の憲法上の権利を侵害しているという意見がある（平山⁷⁾）。さらに、ミーガン法の告知により、オフエンダーハラスメントといわれる性犯罪の前歴者への嫌がらせ行為も少なくはなく、家が焼き討ちされたり、銃で狙撃されたケースもある（Matson & Lieb⁸⁾）。

6. 我が国での性犯罪の再犯について

表1は、法務省がまとめた矯正統計の2010年版の結果の概要を示したものであるが、1996年から2005年までに再入所した者が6年以内に再入所した人員は6年連続で減少しているとはいえ、再入率は44%以上と高い水準が堅持されている（法務省⁹⁾）。

年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
出所者	21,369	21,989	22,240	23,125	23,715	25,714	27,308	28,170	29,526	30,025
再入人員	10,244	10,006	10,812	11,545	11,602	12,188	12,584	12,751	13,143	13,266
再入率	47.95	48.23	48.62	49.82	49.32	47.40	46.12	45.26	44.51	44.18

表1 再入所者数

次に、犯罪白書2010年版（法務照合研究所⁶⁾）に示された重大事犯の有前科者率（調査対象者に占める前科を有する者の比率）は表2に示すとおりで、殺人46.6%、傷害致死44.7%、強盗45.7%、強姦39.3%、放火49.3%であり、殺人、傷害致死、強盗及び放火では、3犯以上の有前科者率は2割を超え、6犯以上の有前科者率も1割程度いたことが報告されている。そして、罪名別の総数に占める重大事犯有前科（殺人、傷害致死、強盗、強姦及び放火）の率は、10.1%（殺人）から16.4%（放火）と有前科者率は高くはないが、同種重大事犯による前科を見ると、殺人6.3%、傷害致死6.6%、強盗7.7%、放火11.2%に比べ、強姦と強制わいせつを含めた率は14.8%であり、性犯罪の同種重大事犯の有前科率が決して低くはないことがわかる。

	総数	前科あり	前科 3-5犯	前科 6犯以上	重大事犯	(うち同種 重大事犯)	粗暴犯	財産犯	強制 わいせつ	薬物犯
殺人	238	111	38	21	24	15	65	47	1	29
傷害致死	76	34	10	7	8	5	14	14		13
強姦	636	166	48	48	47	28	120	120	2	44
強姦	244	96	18	18	34	27	46	46	9	23
放火	134	68	21	21	22	15	37	37	1	14

表2 罪種別の有前科率

同様に 前科の中に同じ罪名で逮捕されたことのある再犯者の率を算出したものが表3である(警察庁¹⁰)。2010年中に強姦事件で逮捕された総数639人に対し、前科のある者は456人でこのうち38人が強姦事件の前科を有していたので、有前科者中に占める同一前科の比率は16.0%、総数に占める割合は5.5%となる。また、強制わいせつでは、同種の前科を有する者が総数に占める率は10.2%と、強姦事件よりは高くなるものの、窃盗事件に比べるとかなり低い。

表2と表3から明らかのように、強姦と強制わいせつ事件を加えて、有前科率を他の凶悪事件と比較すると、強制わいせつの影響で、値は高くはなるものの、これらの数値は年によって変動しており、また、性犯罪よりも明らかに窃盗事件の再犯率が高いといえる。したがって、性犯罪のみの再犯率が毎年、高いとはいえないとはい切れないのが実情である。

	総数	前科なし	前科あり	同種前科 ↑回以上	率	総数に 占める率
強姦	2,003	1,081	922	147	15.9%	7.3%
窃盗	122,779	88,624	34,155	23,662	69.3%	19.3%
強姦	693	456	237	38	16.0%	5.5%
強制わいせつ	1,871	1,320	551	190	34.5%	10.2%

表3 罪種別の同種罪種の有前科率

7. 子どもの性犯罪被害

(1) 米国の子ども被害の強姦被害

表4は、1991年から1996年までの間に、米国の12の州(アラバマ州、コロラド州、アイダホ州、イリノイ州、アイオワ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ノースダコタ州、サウスカロライナ州、ユタ州、バーモント州、バージニア州)の法執行機関から送られた事件資料から抽出されたデータで、強姦事件の年齢別被害状況を示したものである(Snyder¹¹)。米国では、強姦の総数に占める12歳未満の子どもの率が12.3%であり、成人に比べて決して低くないことを示しており、こうしたことはミーガン法成立の背景になっていると考えられる。

被害者年齢	0-5歳	6-11歳	12-17歳	18-24歳	25-34歳	35歳以上
強姦被害率	4.3	8.0	33.5	22.6	19.6	12.0

表4 米国における年齢別の性犯罪者の比率

(2) 我が国の子ども被害の性犯罪被害

犯罪白書⁶⁾(表5-1-6-1)によれば、2009年中に刑法犯の被害を受けた13歳未満の子どもの数は2572人で、その内訳は殺人78(3.0%)、傷害490(19.1%)、暴行754(29.3%)、恐喝184(7.2%)、強姦53(21.1%)、強制わいせつ936(36.4%)、略取誘拐・人身売買77(3.0%)とされ

ている。

また、警察庁生活安全局少年課¹²⁾による犯罪被害状況は表5の通りであり、同様に2010年の犯罪(警察庁¹⁰⁾)には、年齢別の性犯罪被害者の数が掲載されている(表6)。

表5に示した成人を含む被害者総数に占める未就学と小学生の比率は、強姦のみであれば米国のデータを下回るがものの、強制わいせつを加えると、米国より状況が深刻であることが明らかである。同様に、年齢構成で被害者数を示した表6についても、13歳未満の被害者は強姦の4.3%に強制わいせつ15.1%を加えると19.4%となり、性犯罪の1/5近くが低年齢の被害者で占められていることがわかる。

	未就学	小学生	中学生	高校生	大学生	その他少年	少年被害総数	成人を含む被害総数	未就学と小学生の被害率
強姦	0	36	99	215	44	153	547	1,289	2.8
強制わいせつ	98	891	539	1,464	289	499	3,760	7,027	14.1
窃盗	0	20,642	52,308	98,217	26,394	26,419	223,980	1,213,442	1.7
刑法犯総数	466	23,196	59,125	110,333	29,466	33,629	256,215	1,585,856	1.5

表5 年齢別の性犯罪被害者(警察庁¹²⁾)

	総数	0-5歳	6-12歳	13-19歳	20-24歳	25-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	64-69歳	70歳以上
強姦	1,289	-	55	492	370	177	122	44	15	5	3	6
強制わいせつ	7,027	67	996	2,697	1,737	773	507	164	49	12	7	18

表6 年齢別の性犯罪被害者(法務省⁶⁾から再構成)

(3) 子どもが被害に遭う性犯罪の再犯状況

犯罪白書2006年版(法務総合研究所¹³⁾)では、2005年6月1日現在で、全国の刑事施設において在所受刑中の性犯罪受刑者1,568人について、強姦の犯行タイプを「単独」「集団」「わいせつ」(いずれも13歳未満を含まない)、「小児わいせつ」(被害者の年齢に13歳未満を含み、罪名は強制わいせつをみの単独犯)、「小児強姦」(被害者の年齢に13歳未満を含み、罪名には強姦を含む単独犯)に分類して再犯率が検討されている。その結果、小児わいせつタイプの性犯罪前科は40.4%と他に比べて高い比率を示すことが判明した。こうしてみると、強姦全般の再犯は多くはないが、小児わいせつタイプの再犯が決して少なくないことは明らかである。また、小児わいせつの場合、知能指数が70以下の者が35.5%と他のタイプに比べて多く、精神障害も17%とやや多いことが指摘されている。

同様に、2004年7月1日から同年12月31日までに全国の保護観察所で新規に受理した性犯罪保護観察対象者(仮釈放者及び保護観察付き執行猶予者)330人についても、上記と同じ5つのタイプに分類して、調査を実施した結果、仮釈放者の小児わいせつの特徴として、内気で自信に乏しく、ストレスをためやすいことが判明したとされている。

このような知的能力、精神障害、パーソナリティの分析結果は、子どもに対する性犯罪の再犯防止のため、今後の処遇プログラムの中で生かされるべきである。

(4) 「再犯防止措置対象者」の動向

「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者の再犯等に関する分析」と題する警察庁から出された報告書によれば(警察庁¹⁴⁾)、性犯罪の再犯防止措置対象者は2005年6月以降の5年間で740名である(ここでいう性的犯罪とは、暴力的性犯罪のほか、公然わいせつ、育成条例違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、窃盗(色情盗)、性的目的の住居侵入、迷惑防止条例違反、軽犯罪法違反等を含む)。

このうち、2010年5月末現在で170名が再検挙されている。再検挙者のうち、性犯罪者は105名(14.2%)、そのなかでも暴力的性犯罪者は63人(8.5%)であり、さらに子どもに対する暴力的性犯罪者が49名(6.6%)であったとされている(再検挙者105人中のひとり死亡)。

そして、性的犯罪の犯罪経歴のうち、暴力的犯罪の経歴は再検挙者で平均3.7件であるが、子ども対象の暴力的性犯罪の再検挙者の暴力的性犯罪の前歴は4.5件となっており、子ども対象の性犯罪者の犯罪履歴が多いことがわかる。

また、再検挙者のうち70%にあたる74名が満期出所で、子ども対象の暴力的性犯罪再検挙者に限ると満期出所者の比率は80%(39人)に達しているうえ、再検挙までの日数も374.3日と仮出所の611.4日に比べてかなり短くなっている。仮出所に比べて満期出所の再犯率が高いのは、満期出所者は仮釈放者よりも犯状が悪く、犯罪性も進んでいるため、性犯罪に限らず、満期出所者の再犯率は高くなるが、他の犯罪に比べて子ども対象の暴力的性犯罪者の再犯の比率がかなり高く、早急に改善されるべき課題といえよう。

さらに、再検挙までの日数については、最短が2日後、1ヶ月未満が8名で、このうち、子ども対象の暴力的性犯罪再検挙者は5名であるとされている。子ども対象の暴力的性犯罪者の場合、出所後、1年未満の間に53%が再検挙されている。これでは性犯罪者に対する矯正教育がうまくいっていると評価できない。

8. 性犯罪に関わる諸問題

万引きなどの微罪の場合は、警察段階で処分が終わってしまうため、何度でも犯罪を繰り返すことができる。車上狙い、ひったくり、空き巣なども、1日のうちにひとりで何件も実行できるから、常習者ともなれば逮捕されるまでに何百件もの犯行を重ねることも少なくない。そもそも稼働意欲もなく、生活の糧を得る手段が「窃盗」であるような犯罪者の場合には、刑務所から出所したとしても、再入所する確率は決して低くない。窃盗で再犯率が高いのは、以上のような原因が考えられるが、窃盗に比べると、強姦事件は罪が重く、一度逮捕されてしまうと刑期が長いので、簡単には再犯に及ぶことができないはずである。したがって、見かけ上の再犯率のみを比較して、強姦よりも窃盗の方が再犯率が高いと考えることは誤りである。

ところで、家出人捜索願の出ている行方不明者の中には、「死体なき殺人事件」の被害者がいくらか含まれているかも知れないし、警察の検死の結果、「自殺」と判断された事案の中にも殺人事件の被害者が含まれている可能性はある。しかしながら、殺人事件の暗数はそれほど多くないと推定できるが、性犯罪の場合、被害申告率は14.8%といわれ(法務省総合研究所¹⁴⁾)、特に、子どもが被害にあったケースでは子どもが親や保護者に伝えない例も多いであろうし、子どもから被害にあったことをたとえ聞かされたとしても、親が警察に届け出を出さないこともあろうから、相当の暗数が見込まれる。

さらに、一般的に罪が重くなればなるほど、簡単には自供を得られなくなると考えられ、性犯罪の場合は特に被疑者が自ら認めたくはない罪のひとつであるから、明確な物的証拠(指紋やDNA型資料)や、ポリグラフ検査を用いて、取調官が厳しく追求しない限り、贖罪の意思によって被疑者が進んで余罪を自白するとは考えにくい。また、屋外での性犯罪となると、たとえ、被疑者から自供を得られたとしても、被害届が提出されていなければ、被害者を特定できないので、

立件することすら不可能である。そして、電車の中での痴漢行為など、本来は強制わいせつに相当するようなことでも、被害者が届け出を出すのはほんの一部に過ぎないであろうから、性犯罪の場合、認知件数は氷山の一角で、実際に発生している数はその7-8倍になると予想される（法務省総合研究所¹⁴⁾）。

平¹⁵⁾によれば、「性犯罪とは、身体的かつ心理的な性的被害を与える行為であり、被害を受けた人がその被害を認識する必要はなく、加害的に性的な目的があれば行為自体に性的内容が伴う必要もない」と定義されており、強姦や強制わいせつばかりではなく、公然わいせつ、育成条例違反、児童買春、児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反といった、暴力行為を含まないものまで含めた性犯罪の件数をきちんと報告できるシステムを早急に構築する必要がある。

9. 発生件数の比較とミーガン法の効果

(1) 我が国と米国の犯罪の認知件数

我が国の犯罪情勢は10年ほどの間に大幅に減少していることは冒頭に述べたが、米国でも1991年から2010年にかけて、凶悪事件は1,911,767件から1,246,248件へ減少し、その中でも殺人事件は24,703件から14,748件へ、強姦事件も106,593件から84,767件へと大きく減っている。米国と我が国における人口10万人あたりの罪種別の認知件数を比較すると、殺人は米国4.8に対し、我が国では0.8（約6倍）、強盗は米国119.1に対し、我が国では3.1（約38.4倍）、強姦は米国で27.5に対し、我が国では1（約27.5倍）、財産犯は米国2941.9に対し、我が国では947.6（約3.1倍）で、特に、強盗や強姦といった凶悪事件が米国で数多く発生していることがわかる。また、米国の中でも比較的、治安がよいとされるワシントン州と、人口がほぼ等しい兵庫県について、罪種別の認知件数を比較しても、殺人に関して、ワシントン州は兵庫県の約3倍、強盗では約31倍、強姦では約47倍、窃盗でも約2.6倍である（データはいずれも2009年でFBI¹⁶⁾、警察庁⁴⁾、兵庫県警察本部¹⁷⁾）。

(2) ミーガン法の効果の比較

兵庫県とほぼ同規模のワシントン州での強姦事件の認知件数は、人口10万人あたりで約47倍であるが、ワシントン州最大の都市シアトルではどの程度の犯罪者が、ミーガン法によって情報登録されているのであろうか。この点に関して、キング郡のホームページ¹⁸⁾には、シアトル市に住む909名の性犯罪前歴者の顔写真、住所、再犯レベルの情報が公開されている（2011年11月3日現在）。先に述べたように、web上で公開されるのは危険度の高い前歴者のみであるが、インターネットに接続できる環境であれば、前歴者情報へはつねに「アクセスは可能」で、自分の住所を入力すると、近隣に住む前歴者の一覧を表示してくれる。

しかしながら、シアトル市のみで909名という性犯罪登録者の数は、あまりにも多すぎないであろうか。換言すれば、これだけの数の前歴者を、どれほどの一般市民が定期的に見ているかと思うとかなり疑問である。結局のところ、米国では、自分の身は自分で守るという開拓時代の精神が今も受け継がれていて、公的機関である警察署は近隣に住む性犯罪者の情報公開を実施しているが、それを見て犯罪の予防に努めるかどうかは、個人に委ねられているといえそうである。

一方、先に述べたように、我が国で「再犯防止措置対象者」の登録は2006年5月に開始され、5年後の登録者数は740人である。ミーガン法が米国で始まったのは1994年であり、我が国とは10

年以上の隔たりがある上、米国と我が国での犯罪の認知件数や検挙率も大きく異なることから、一概には比較できないが、シアトル市警の909名という「埋没しかねない」登録者の大人数に比べて、我が国では5年間に全国で登録された数は740人であり、これを各警察署（あるいは都道府県警察本部）のホームページで再犯防止対象者として公開されるとなると、人数が少なすぎて、かなり「目立つ」情報になりかねないのではないだろうか。

ミーガン法のような法律は対象者の周知が地域に徹底されるほど効果があり、実際に性犯罪事件が発生し、それがその地域に住む前歴者によるものであれば、迅速な犯人検挙につながるであろう。一方、この法律の効果が上がれば上がるほど、登録された者にとっては、職や住居を見つけることが困難となり、また、一般市民からのハラスメントを受ける可能性も大きくなる。特に、対象者が20歳未満の場合、「健全育成」、「実名の非公開」という我が国の少年法の理念に反し、社会復帰の大きな妨げとなることも予想される。

さて、米国でもミーガン法の効果については必ずしも検証されていない。米国ワシントン州ではミーガン法制定前の1989年から危険性の高い性犯罪者の一般告知がはじまっていたが、告知開始前後で、出所後の再犯確率を比較したところ、有意な差はなく、告知による再犯予防効果はないと報告されている（Schram and Milloy¹⁹⁾；Matson and Lieb⁸⁾）。また、PetrosinoとPetrosino²⁰⁾によれば、マサチューセッツ州のミーガン法に基づいて、警察が地域に情報提供していれば被害者に情報が伝わったかどうかを検討したところ、犯人は別の司法管轄区に住んでいたなどの理由で、12名中の8名について、情報が伝わっておらず、ミーガン法の不十分さが明らかになった。実際のところ、性犯罪の前歴者が登録されている居住地ではなく、転移して犯行を行った場合には、ミーガン法が全く意味をなさないことは容易に想像がつく。

また、ミーガン法だけを切り離して、その効果を明らかにすることは事実上不可能である。ミーガン法により、近所に前歴者が住んでいることで、地域住民の注意喚起に役立ち、あるいは対象者が地域に存在を知られていることから犯行を思いとどまったというような、一定の抑止効果があったにしても、データとしてそれを確かめることは困難である。

このほか、米国における子どもに対する性的虐待の75-89%はその家族、親せき、その友人によってくわえられているという報告がある一方、近親姦をミーガン法の対象から外している州があり、実質的に予防にならないという指摘もある（平山²¹⁾）。

さらに、米国ではミーガン法による監視だけでは不十分で、子どもに対する性犯罪の厳罰化や、刑務所から出所したあとも強制的に施設にとどめる法律を定めている州もある。再犯防止という観点からすれば、刑務所を出ても矯正施設から外には出さない、あるいは薬物的去勢という手段も検討されてはいるが、米国ではそのようにしないと、再犯を防げないほどに子どもに対する性犯罪が深刻な状況にあると考えられる（松井²²⁾）。

ところで、性犯罪のみの再犯が多いわけではないので性犯罪者のみを対象とするミーガン法は違法であるという考えもあるが、性犯罪には暗数が多く、実際の強姦事件の発生件数は、我が国の場合、法務省の調査¹⁴⁾から認知件数の7-8倍と推定されるので、目に見える認知件数のみで、他の罪種と再犯率の多寡を比較することは適切ではない。とりわけ、性犯罪者全体から見た場合の再犯者はさほど多くはないにしても、性犯罪をタイプ別に分類したとき、小児わいせつタイプの性犯罪有前科率は40.4%と著しく高い値を示していることおり（法務省総合研究所⁷⁾）、強制わいせつ事件まで含めた場合、我が国でも子どもが性犯罪の被害に遭う率は決して小さくはな

いので、再犯防止のために、性犯罪の出所者の住居を把握しておくことは必要である。米国以外でもミーガン法のような法律が定められている国は少なくないのはこのためであろうと考えられる（藤本²³⁾）。

そして、我が国でも、2006年から、性犯罪ばかりではなく、殺人や強盗、再犯のおそれのある窃盗事件の出所者のうち、「再犯防止措置対象者」の登録システムが開始された。制度の導入から、経過した時間が短く、その効果もまだ十分に検証されていないものの、ミーガン法のような地域への告知は犯罪予防としては不十分で、むしろ、再犯防止措置対象者の登録と平行して実施されるようになった、性犯罪者のアセスメントと治療（藤岡²⁴⁾）の充実に力を入れるべきではないかと考えられる。特に、満期出所者の再犯防止のためには、矯正のための十分なプログラムが用意されるとともに、犯罪者の更生と社会に参加には地域の受け入れ体制の整備（小長谷²⁵⁾）が重要である。

冒頭で述べたように、我が国では緊急治安プログラムに掲げられた街頭犯罪抑止が功を奏して、検挙率を回復することができたが、それは検挙数を増やすことではなく、発生件数の総量抑制に力を入れたことが大きい。そこで、子どもが被害に遭う性犯罪についても、暗数を含めて、発生を抑えることを念頭に置き、警察ばかりではなく、登下校や公園で遊んでいる子どもを地域全体で見守る体制を整備することが肝要であると考えられる。

10. おわりに

1988年8月から89年6月にかけて、埼玉県の飯能市や東京都において4歳から7歳の4人の少女が誘拐され、殺害された事件は警察庁広域指定117号事件と呼ばれ、我が国の犯罪史上、最も悲惨な少女に対する性犯罪事件である。この事件は、遺族の感情を逆撫でするような犯行声明が送りつけられた劇場型犯罪であったが、マスコミも含めて犯人像を推定することも、犯人を追いつめることもできないまま、民間人の通報によって、一度も容疑線上に浮かんでいなかった被疑者が、ある日、突然、逮捕され、後に死刑判決を受けることになる。この被疑者には性犯罪の前歴はなかったので、ミーガン法や性犯罪者登録システムがこの時点で存在していたとしても、その対象とはならず、予防効果もなかったはずである。本文で述べたように、性犯罪者に関してはとりわけ、満期出所者の処遇が問題である。現在、再犯の恐れの高い出所者の住居などの情報を登録するのみで、地域への告知するミーガン法のような制度は導入されてはいないが、我が国ではその実情からして、ミーガン法の導入は犯罪の予防措置として十分な効果を発揮せず、むしろ、犯罪の前歴者の人権侵害をもたらす可能性もあるので、性犯罪者のアセスメントならびに治療教育に力を注ぐことが重要であると考えられた。

註1) この事件をきっかけとして、奈良県では、「子どもを犯罪の被害から守る条例」が、2005年6月県議会において可決された。条例の中では自治会、PTAが自主的な防犯パトロールを実施するとともに、近所づきあいを活発にしてコミュニティのしっかりした地域を形成し、登下校時の子どもを見守る体制の整備を呼びかけている。

【引用文献】

- 1) 法務省総合研究所編（2006）：犯罪白書 国立印刷局

【参考文献】

- 1) 内閣府大臣官房政府広報室 (2006) : 社会意識に関する世論調査
(<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-shakai/>)
- 2) 内閣府大臣官房政府広報室 (2004) : 基本的法制度に関する世論調査
(<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-houseido/index.html>)
- 3) 浜井浩一 (2004) : 日本の治安悪化神話はいかにして作られたか - 治安悪化の実態と背景要因 (モラルパニックを超えて) - 犯罪社会学研究, 29,10-26.
- 4) 警察庁編 (2011) : 警察白書 佐伯印刷
- 5) 警察庁編 (2004) : 警察白書 佐伯印刷
- 6) 法務省総合研究所編 (2010) : 犯罪白書 国立印刷局
- 7) 平山真理 (2000) : メーガン法の成立過程と問題点 - 被害者保護政策論のための考察 - 犯罪社会学研究, 25,104-122.
- 8) Matson S. & Lieb, R (1997) : Megan's law: a review of state and federal legislation. Olympia, A: Washington State Institute for Public Policy
- 9) 法務省 : 矯正統計調査 (<http://www.moj.go.jp/content/000077159.pdf>)
- 10) 警察庁 (2011) : 平成22年の犯罪
(<http://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h21/h21hanzaitoukei.htm>)
- 11) Snyder, H.D. (2000) : Young Children as Reported to Law Enforcement: Victim, Incident, and Offender Characteristics. National Center for Juvenile Justice. A Statistical Report using data from the National Incident-Based Reporting System (the U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics).
- 12) 警察庁生活安全局少年課 (2011) : 平成22年中における少年の補導及び保護の概況
(http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hodouhogo_gaiyou_H22.pdf)
- 13) 法務省総合研究所編 (2004) : 犯罪白書 国立印刷局
- 14) 警察庁生活安全局少年課 (2011) : 「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者」の再犯等に関する分析
<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/saihanboushi20101104.pdf#search=「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者」の再犯等に関する分析>
- 15) 平伸二 (2010) : 性犯罪とは 田口真二・平伸二・池田稔・桐生正幸 (編) 性行動の行動科学 北大路書房
- 16) Federal Bureau of Investigation : the crime in the United states
<http://www.fbi.gov/about-us/cjis/ucr/crime-in-the-u.s./2010/crime-in-the-u.s.-2010/violent-crime/murdermain>
- 17) 兵庫県警察本部 : 犯罪統計 <http://www.police.pref.hyogo.jp/sonota/toukei.htm>
- 18) キング郡 : <http://www.icrimewatch.net/results.php?AgencyID=54473&SubmitNameSearch=1&OfndrLast=&OfndrFirst=&OfndrCity=seattle&AllCity=>
- 19) Schram, D. & Milloy, C. (1995) . Community notification: a study of offender characteristics and recidivism. Olympia, WA: Washington State Institute for Public Policy.
- 20) Petrosino, A.J. & Petrosino, C. (1999) : The public safety potential of Megan's Law in Massachusetts: An assessment from a sample criminal justice sexual psychopath. Crime and delinquency, 45,1,151-152.
- 21) 平山真理 (2007) : 我が国における子どもを対象とした性犯罪の現状とその再犯防止対策について 法と政治, 52,139-164.
- 22) 松井茂記 (2007) : 性犯罪者から子どもを守る ミーガン法の可能性 中公新書
- 23) 藤本哲也 (2006) : 諸外国における性犯罪の前歴者情報の活用に関する制度について 警察学論集 58,5,72-99.
- 24) 藤川洋子 (2010) : 性暴力の理解と治療教育 誠信書房
- 25) 小長井賀興 (2009) : 犯罪者の立ち直りと地域のパートナーシップ - 犯罪者署群の第三の道 - 犯罪社会学研究, 34,95-113.